

# 芦屋市立山手小学校同窓会会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条（名称）本会は、芦屋市立山手小学校同窓会と称する。

第 2 条（目的）本会は、同窓会相互の親睦と共助を図り、あわせて母校の発展を助けることを目的とする。

第 3 条（本部）本会は、芦屋市立山手小学校内に本部および事務局をおく。

第 4 条（支部）本会は、地域別に支部および事務局をおくことができる。

## 第 2 章 事 業

第 5 条（事業）本会は、その目的達成のために、次の事業を行なう。

1. 総会・理事会・常任理事会の開催
2. 会員名簿の作成
3. 母校の必要とする事業への賛助
4. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 組 織

第 6 条（会員）本会会員は、次の資格をもつものとし、その氏名を会員名簿に記載する。

1. 特別会員 芦屋市立山手小学校現職員および旧職員
2. 正会員 ア) 芦屋市立山手小学校卒業者  
イ) 前項に該当しない中途転退学者で会員の推せんにより、理事会の承認を得た者

第 7 条（変更）本会会員で、氏名・住所等の変更したときはただちにその旨を本部事務局に届け出るものとする。

## 第 4 章 役 員

第 8 条（役員）本会に次の役員をおく。

- |          |     |         |        |
|----------|-----|---------|--------|
| 1. 名誉会長  | 1 名 | 5. 常任理事 | 各回 1 名 |
| 2. 会 長   | 1 名 | 6. 理 事  | 各組 1 名 |
| 3. 副 会 長 | 若干名 | 7. 監 事  | 2 名    |
| 4. 書 記   | 若干名 | 8. 顧 問  | 若干名    |

第 9 条（名誉会長）

1. 名誉会長は、芦屋市立山手小学校長を推せんする。
2. 名誉会長は表決権をもたない。

第 10 条（会長）

1. 会長は、理事会の推せんまたは互選により、正会員の中から選出する。
2. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
3. 会長は、総会・理事会および常任理事会を招集する。

第 11 条（副会長）

1. 副会長は、理事会の推せんまたは互選により、正会員の中から選出する。

2. 副会長の互選により、主席副会長を定める。
3. 副会長は会長を補佐し、主席副会長は会長に事故あるとき、その職務を代行する。

#### 第12条（書記）

1. 書記は、理事会の推せんまたは互選より、正会員または特別会員の中から選出する。
2. 書記は、総会・理事会および常任理事会の記録、および本会の要請にもとづき、会務を行なう。
3. 書記は会計事務を行なう。

#### 第13条（理事）

1. 理事は、原則として各回正会員の互選により選出する。
2. 理事は、各組を代表し、各回の会務を行なうとともに、理事会に出席して、各回の相互連絡にあたる。

#### 第14条（常任理事）

1. 常任理事は、原則として各回の理事の互選により選出する。
2. 常任理事は、各回の会務を総括し、会長を補佐する。

#### 第15条（監事）

1. 監事は、正会員の中から選出する。
2. 監事は、毎年1回本会の会計を監査する。

#### 第16条（顧問）

1. 顧問は、特別会員および会長経験者の中から若干名を委託する。
2. 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応じる。

#### 第17条（任期）

1. 会長・副会長・書記・常任理事の任期は、2年とする。
2. 欠員補充で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、再任されることができる。

## 第5章 機 関

#### 第18条（機関）本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 常任理事会

#### 第19条（総会）総会は、理事会の決議により開催するものとする。ただし、同窓会の運営を円滑にするため、理事会の決議をもって総会に代えることができる。

#### 第20条（理事会）

1. 理事会は、総会に代わる決議機関であり、毎年1回以上開催する。
2. 理事会は、会長・副会長・書記・常任理事および理事で構成する。
3. 理事会において決議・承認または審議する事項は次のものとする。
  - ア) 事業計画の決定および運営に関する事項
  - イ) 予算決定に関する事項
  - ウ) 会則の改正に関する事項
  - エ) 会員の変更に関する事項
  - オ) 役員の選出に関する事項
  - カ) 顧問の委託に関する事項

- キ) 入会金および会費の決定に関する事項
- ク) 総会開催に関する事項
- ケ) 会員名簿に関する事項
- コ) その他本会の目的達成に必要な事項

#### 第 21 条 ( 常任理事会 )

- 1 . 常任理事会は、本会の企画および執行の機関であり、必要に応じて随時開催する。
- 2 . 常任理事会は、会長・副会長・書記・常任理事で構成する。
- 3 . 常任理事会において企画・執行する事項は次のものとする。
  - ア) 理事会に審議または承認を求める事項
  - イ) 理事会より委託された事項
  - ウ) その他本会の目的達成に必要な緊急事項

#### 第 22 条 ( 運営 )

- 1 . 総会は、理事会が運営する。
- 2 . 理事会・常任理事会の議長は、会長または副会長がこれにあたる。
- 3 . 理事会は、理事 10 名以上の出席がなければ開会できない。
- 4 . 常任理事会は、構成員 5 名以上の出席がなければ開会できない。

第 23 条 ( 議決 ) 総会および理事会の議決は 1/2 以上で決定し、可否同数の場合は、議長が決定する。

## 第 6 章 会 計

#### 第 24 条 ( 会計 )

- 1 . 本会の経費は、入会金・寄付金その他の収入をもってこれにあたる。
- 2 . 入会金は、毎会計年度当初の理事会で、翌年度以降の分についてこれを定める。
- 3 . 会計事務は、書記が行なう。
- 4 . 正会員の要求があれば会計帳簿を随時公開する。
- 5 . 書記は、毎年総会または理事会において会計の報告を行ない承認を受けなければならない。
- 6 . 監事は、毎年総会または理事会において会計監査の結果を報告しなければならない。
- 7 . 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日におわる。

## 第 7 章 改 正

第 25 条 ( 改正 ) 本会則の改正は、総会または理事会において、出席正会員 2/3 以上の承認を得なければならない。

## 第 8 章 付 則

第 26 条 本会則は、平成 11 年度 6 月 27 日より実施する。

( 昭和 48 年 10 月 21 日制定、平成 11 年 6 月 27 日改訂 )